

企業等採用活動支援事業補助金 Q&A

1. 補助対象者について

Q1：徳島県外に本社がありますが、県内の支店で採用を行う場合は対象になりますか？

A1：対象となります。要綱では「県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること」と規定されています。ただし、県内での営業実態があり、従業員を1人以上雇用していることが条件です。

Q2：令和8年度に創業したばかりですが、申請できますか？

A2：申請できません。法人の場合は設立登記、個人事業主の場合は開業届の提出から「1年以上を経過していること」が要件となっています。

Q3：過去2年間（これまで）、計画通りに採用ができていますが、さらなる強化のために申請できますか？

A3：本補助金の対象にはなりません。対象者は「過去2年間（令和7、令和6年度）の新規採用実績のうち、採用計画数未達の年があること（※ただし、創業1年以上2年未満の場合は、過去1年の実績（計画の未達）で可）」が必須要件となっています。

Q4：これまで、きちんとした採用計画を作成せずに採用活動をしてきましたが、申請できますか？

A4：申請要件として、過去の採用計画に未達があることを条件にしていますが、必ずしも体系だった採用計画を整備していない場合でも、採用をしようとしたができなかったという実績を記入いただけたら結構です。

Q5：「ジョブナビとくしま」への登録はどうすればできますか？

A5：徳島県就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」からご登録ください。

【URL <https://jobnavi.pref.tokushima.lg.jp/>】

トップページ ⇒〔会員登録〕を選択 ⇒〔企業ご担当者の方はこちら〕を選択し、メール等を入力して仮登録する ⇒本登録用 URL を知らせるメールが届く ⇒URL からログインし、企業情報を入力して登録を申請 ⇒管理者が認証し登録完了。

2. 補助対象事業・経費について

Q6：採用活動のうち、補助対象とならない費用はどんなものですか？

求人広告や説明会出展費用は補助対象になりますか？

A6：当事業は、企業の継続的な採用力の向上を目的としています。したがって、採用活動のなかでも一過性のものとなる求人サイト掲載料や広告費、合同説明会の出展料やブース装飾費などは、補助対象となりません。

Q7：採用ホームページの改修と、採用パンフレットの制作を同時に行いたいのですが。

A7：可能です。区分（2）「採用情報発信媒体の制作・改修」の範囲内で、デジタル媒体と紙媒体（パンフレット等）の両方の経費を申請いただけます。

Q8：自社の公式 SNS アカウントの運用代行費用は補助対象になりますか？

A8：運用代行（日々の投稿代行等）は「採用実務の代行及びアウトソーシング費用」に該当するため、対象外となります。ただし、採用目的の SNS 活用や発信企画のための動画・写真等の「コンテンツ制作」に要する経費は補助対象となります。

Q9：自社のホームページを改修するのにあわせて、採用ページも作りたいのですが、すべてのページが補助対象になりますか？

A9：補助対象となるのは、自社の魅力を発信し採用力をアップするための情報発信で、採用に関するページが主な対象です。企業価値を伝えるトップページも該当しますが、その場合、採用情報への明確な導線を設けるなど、採用力アップにつながるものである必要があります。

ホームページのうち、EC サイトや通販ページ等、顧客への営業活動や販売促進を主目的とする部分は対象となりません。

Q10：グループ会社に事業を発注しても補助対象になりますか？

A10：同一企業内で取引を行って利益を循環させる行為に補助金を充当することは補助金制度の趣旨に反することから、親会社・子会社、グループ企業への発注・委託費用については、原則として補助対象経費として認められません。形式的に会社が分かれていても「代表者が同じ」であったり、「実質的な支配関係がある」ような場合は、一体とみなされるため、経費対象外（自己負担）となります。

3. 情報発信媒体の必須要素について

Q11：ホームページに「募集要項」と「応募フォーム」だけを掲載すれば要件を満たしますか？

A11：満たしません。当事業では、採用情報の発信にあたって、自社の魅力や企業価値をしっかりと把握し採用戦略を明確化したうえで、効果的な広報物を制作し発信していただくことを想定しています。そのため、制作する情報発信媒体には、第8条第3項に基づき、別表に定める以下の3カテゴリ全ての要素を含む必要があります。

A：理念・未来像の魅力（代表メッセージやビジョンなど）

B：仕事・成長の魅力（業務内容やキャリアパスなど）

C：人・組織の魅力（社員インタビューや職場風景など）

4. 手続き・その他

Q12：交付決定を受ける前に、専門家と契約したり着手したりしてもよいですか？

A12：原則として、交付決定前に契約・着手した事業は補助対象外となります。県の審査を経て「交付決定通知書」が届いた後に契約・発注を行ってください。

Q13：動画撮影のために、カメラやPCを購入してよいですか？

A13：物品の購入は補助対象外です。

Q14：実績報告時に必要な「支出を証明する書類」とは何ですか？

A14：補助対象経費の金額が確認できる「領収書」や「振込振替受取書」の写しなどです。見積書、契約書、納品書、領収書等で支払金額が明確に確認できない場合は、補助対象外となることがありますのでご注意ください。

Q15：実績報告時に、SNSやHPの成果品としては何を提出すればよいですか？

A15：SNSやHPは、画面のスクリーンショットやコピーを、動画は、それを見て確認できるURLを提出してください。